

通勤交通費の支給規程

一般社団法人日本粉体工業技術協会

- 第1条 この規程は従業員の通勤交通費の支給に関する事項を規定する。
- 第2条 交通機関は鉄道またはバスとし、経路は最低料金経路とする。
- 第3条 事務所常勤者（本部、東京事務所）の場合の運賃は定期券運賃で計算する。
- 第4条 最高額は税法上の免税限度額とする。
- 第5条 1. 5 Km未満の区間は徒歩通勤とする。従って、その区間の通勤交通費は支給しない。
- 第6条 月の途中で住居を移転した事務所常勤者の通勤交通費は、転居の日がその月の15日以前のときは、新居に係わる通勤交通費を、16日以降のときは旧居に係わる通勤交通費を支給する。
- 第7条 月の途中で交通機関の運賃が改訂された場合の事務所常勤者の通勤交通費は、運賃改訂の日がその月の15日以前のときは新運賃、16日以降のときは旧運賃で計算する。
- 第8条 事務所常勤者は毎月その月の分を給料支給日に支給する。
- 第9条 交通機関のストまたは事故等のため、通勤交通費の支給対象となっていない交通機関を利用して通勤した場合は、その交通費の実費を支給する。但し、事務局長の承認を得たものに限る。
- 第10条 前条の場合において自家用車を利用したときは、その経費を支給する。但し、事務局長の事前承認を得たものに限る。
- 第11条 通勤交通費を含む給与に関する契約を締結した場合はこの規程の限りではない。
- 付 則 この規程の改定は、理事会の承認を得た日から発効する。
- 付 記 昭和57年 4月28日 制定
平成 8年 9月19日 改定（理事会承認）
平成23年 3月18日 確認（理事会承認）